株式会社堂島取引所における米穀の試験上場期間の終了に伴う 「商品取引債務引受業に関する業務方法書」等の一部改正について

I. 改正趣旨

株式会社堂島取引所において米穀の試験上場期間が終了することに伴い、「商品取引債務引受業に関する業務方法書」等について所要の改正を行う。

II. 改正概要

- (1) 清算対象取引
- ・堂島農産物先物等清算資格における清算対象取引から米穀を削る。
- (2) 堂島取引所における米穀の取引の終了
- ・米穀の取引終了に伴う所要の改正を行う。

- (3) その他
- ・その他、所要の改正を行う。

III. 施行日

2023年11月23日から施行する。

(備 考)

- ・商品取引債務引受業に関する業務方法書第5条
- ・堂島取引所の上場商品に係 る受渡決済に関する取扱要領 第42条から第55条及び第 69条
- ・商品取引債務引受業に係る 手数料に関する規則第7条

以上

株式会社堂島取引所における米穀の試験上場期間の終了に伴う 商品取引債務引受業に関する業務方法書等の一部改正について

目次

(\sim)	― マン゙
(, ,	,

1	商品取引債務引受業に関する業務方法書の一部改正新旧対照表	1
2	堂島取引所の上場商品に係る受渡決済に関する取扱要領の一部改正新旧対照表	2
3	商品取引債務引受業に係る手数料に関する規則の一部改正新旧対照表	8

新

(清算参加者)

第5条 (略)

- 2 前項に規定する商品取引清算資格は、エネルギー先物等清算資格、堂島農産物先物等清算資格、堂島砂糖先物等清算資格及び 堂島貴金属先物等清算資格の4種類とし、 指定商品市場はそれぞれ次の各号に定めるものとする。
 - (1) (略)
 - (2) 堂島農産物先物等清算資格は、清算対象取引(大豆、小豆及びとうもろこしに係るものに限る。)について当社が行う商品取引債務引受業の相手方となるための資格とし、その指定商品市場は株式会社堂島取引所の農産物市場とする。

3 • 4 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和5年11月23日 から施行する。
- 2 この改正規定の施行の日前に行われた 米穀の受渡決済に係る清算参加者の有す る堂島農産物先物等清算資格については、 改正前の第5条第2項第2号の規定は、こ の改正規定の施行後においても、なお効力 を有する。

旧

(清算参加者)

第5条 (略)

- 2 前項に規定する商品取引清算資格は、エネルギー先物等清算資格、堂島農産物先物等清算資格、堂島砂糖先物等清算資格及び 堂島貴金属先物等清算資格の4種類とし、 指定商品市場はそれぞれ次の各号に定めるものとする。
 - (1) (略)
 - (2) 堂島農産物先物等清算資格は、清算対象取引(大豆、小豆、とうもろこし及び米穀に係るものに限る。)について当社が行う商品取引債務引受業の相手方となるための資格とし、その指定商品市場は株式会社堂島取引所の農産物市場とする。

(3) • (4) (略)

3 • 4 (略)

新	田
<u>第4節</u> 削除	<u>第4節</u> 米穀
第42条から第55条まで 削除	(米穀の受渡しに関する事項) 第42条 米穀の受渡しに関する事項は、こ の節において定める。
	(受渡しの時限) 第43条 渡方堂島農産物先物等清算参加 者の受渡書類の提出及び受方堂島農産物 先物等清算参加者の受渡代金等の納入時 限は、指定市場開設者が定める受渡日の午 後1時とする。
	(受渡品明細通知書) 第44条 渡方堂島農産物先物等清算参加 者は、当月限納会日の午後4時まで(早受 渡しにあっては、当該早受渡しの申出のと き)に、当社が別に定めるところにより、 受渡品明細通知書を当社に届け出なけれ ばならない。
	(受渡書類の条件) 第45条 第43条に規定する受渡書類は、 指定市場開設者が定める荷渡指図書、在庫 証明書及び有害金属検査証明書とする。
	第46条 削除
	(受渡先の決定) 第47条 受渡しにおいて、受方堂島農産物 先物等清算参加者が2以上あるときは、当 月限納会日の翌営業日に、当社が別に定め

る方法により、各受渡品についての受方堂 島農産物先物等清算参加者を定め、これを

2 前項の通知を受けた堂島農産物先物等 清算参加者は、当社が定める事項に関し

受渡しの当事者に通知する。

- て、遅滞なく、当社に届け出るものとする。
- 3 受渡しの当事者又はその代理人は、第1 項の決定に立ち会うことができる。
- 4 他社清算参加者である堂島農産物先物 等清算参加者が非清算参加者に対して受 渡品を割り当てる場合には、当該堂島農産 物先物等清算参加者があらかじめ定めた 抽選その他の方法により公平に行うもの とする。

(受渡品の故障の申立て)

- 第48条 受方堂島農産物先物等清算参加 者が、受渡品について品質不良、量目不足、 包装不良等の故障があると認めたときは、 当社に対して、故障の申立てをすることが できる。
- 2 前項に含まれない故障の申立ては、当社 が別に定めるところによるものとする。
- 3 前2項に規定する故障の申立てにあっては、受渡日から起算して8営業日後の午後2時までに、第44条に規定する受渡品明細通知書の記載事項及びその理由を記載した書面を当社に提出しなければならない。
- 4 当社は、第1項及び第2項の申立てを受けたときは、遅滞なく故障の程度を決定し、これを受渡しの当事者に通知する。この場合において、受渡しの当事者は、その決定に対し異議の申立てをすることができない。
- 5 当社は、必要があると認めるときは、第 3項の故障の申立ての期限を延長するこ とができる。

(受渡品の故障の申立ての処理)

- 第49条 当社は、前条の規定により故障が あると認めたときは、次の各号に掲げる方 法によって、これを処理する。
 - (1) 故障の程度が甚だしくなく、値引きによって受渡しを終了させて支障がないと認めるときは、その値引金額を定

- め、受渡しを終了させる。
- (2) 故障の程度が甚だしく、受渡しに 適さないと認めるときは、渡方堂島農産 物先物等清算参加者に対して、前条第4 項に規定する通知の日から起算して6 営業日以内に、同等又はそれ以上の産地 品種銘柄の代品を提供させる。
- (3) 前号の規定による代品の提供は1 回限りとし、渡方堂島農産物先物等清算 参加者から代品の提供があったときは、 当社は遅滞なく検品を行い、受渡しに適 するか否かを裁定(値引きによって受渡 しを終了させて支障がないと認めると きは、値引金額を定める。)し、適品と認 めるときは、受渡しを終了させる。この 場合において、受渡しの当事者は、当社 の裁定に対して異議の申立てをするこ とはできない。
- (4) 渡方堂島農産物先物等清算参加者 が第2号の規定による代品の提供を行 わない場合又は提供された代品が受渡 しに適さないものと認める場合には、最 初から受渡品の提供がなかったものと みなす。

(受渡諸経費の分担)

- 第50条 第48条第1項の規定による故障の申立てがあった場合の経費の分担は、 次の各号によるものとする。
 - (1) 検品の結果、故障の申立てが不成立となった部分については、受渡日の属する期の翌期から検品終了に至るまでの期の倉庫保管料及び検品手数料は、受方堂島農産物先物等清算参加者の負担とする。
 - (2) 前条第1号の規定により値引きに よって受渡しをさせる部分については、 受渡しを終了するまでの期の倉庫保管 料は受方堂島農産物先物等清算参加者 の負担とし、検品手数料は渡方堂島農産 物先物等清算参加者の負担とする。

- (3) 前条第2号の規定により代品を提供して受渡しをさせる場合にあっては、受渡しに適さないと認められた受渡品の検品手数料、並びに代品につき、その受渡しを終了するまでの期の倉庫保管料及び検品手数料は、渡方堂島農産物先物等清算参加者の負担とする。
- 2 検品手数料は、当社が別に定める。
- 3 第48条第2項の規定による故障の申立てがあった場合の経費の分担は、当社が別に定める。

(受渡書類提供後の滅失又は毀損)

- 第51条 渡方堂島農産物先物等清算参加 者が受渡書類を当社に差し出した後、当社 がこれを受方堂島農産物先物等清算参加 者に交付するまでに、その受渡品が滅失又 は毀損したときは、その滅失又は毀損した 損害は、渡方堂島農産物先物等清算参加者 の負担とする。
- 2 前項の場合において、渡方堂島農産物先物等清算参加者は、その滅失又は毀損した部分に対する代品の提供を受方堂島農産物先物等清算参加者から請求されたときは、これを拒むことができない。ただし、その滅失又は毀損が渡方堂島農産物先物等清算参加者の責めに帰すべきでない事由によって生じた場合は、この限りでない。
- 3 前項の規定により代品をもって受渡しを行う場合には、受渡日の翌日から起算して6営業日以内に、これを行うものとし、渡方堂島農産物先物等清算参加者が同項ただし書きの規定により代品による受渡しを拒む旨を当社に申し出たときは、当社は、当該受渡しが終了したものとみなし、受方堂島農産物先物等清算参加者に対して、あらかじめ受領している受渡代金のうち当該数量に相当する受渡代金を返戻する。

(遅滞金)

第52条 第49条第3号及び前条第2項 の規定により代品により受渡しを行った 渡方堂島農産物先物等清算参加者は、当該 代品による部分に対し指定市場開設者が 定める受渡値段に受渡単位数量を乗じて 得た金額の100分の1を遅滞金として、 当社に支払うものとする。

(受渡経費及び遅滞金等の徴収・交付の時限)

第53条 当社は、検品裁定の通知をした日から起算して3営業日後の正午までに、第49条第1号及び第3号に規定する値引金額、同条第2号の規定により生じることのある格差等並びに前条に規定する遅滞金を徴収し、これを受渡しの相手方となる堂島農産物先物等清算参加者に交付する。

(合意早受渡し)

第54条 受渡しの当事者は、第43条から 第51条まで及び前条の規定にかかわら ず、指定市場開設者が定めるところによ り、受渡しの当事者が受渡条件について合 意し、指定市場開設者が承認した場合に は、当社が別に定めるところにより早受渡 しを行うことができる。

(その他の事項)

- 第55条 この要領に定める事項のほか、早 受渡しにより米穀の受渡しを行う場合の 取扱いその他米穀の受渡しに関して必要 な事項は、次の各号に掲げるところにより 定める。
 - (1) 堂島取引所の「米穀受渡細則」
 - (2)
 堂島取引所の「米穀の合意に基づ

 く早受渡しの特例」
 - (3) 前2号のほか当社が指定するもの

(受渡決済等の方法)

第69条 (略)

(受渡決済等の方法) 第69条 (略) 2 (略)

(削る)

3 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和5年11月23日 から施行する。
- 2 この改正規定の施行の目前に行われた 米穀の受渡決済については、改正前の第4 8条から第53条までの規定は、この改正 規定の施行後においても、なお効力を有す る。

2 (略)

3 現物先物取引(新潟コシEXW(指定市場開設者が定める新潟コシEXWをいう。)に係るものに限る。)の受渡しについては、渡方清算参加者は第45条に規定する受渡書類を当社に差し出し、受方清算参加者は受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額を当社に差し出してこれを行う。

<u>4</u> (略)

新

(削る)

(銘柄管理手数料)

第7条 (略)

(新規商品取扱手数料)

第8条 (略)

(手数料の納入時期等)

第9条 第2条から<u>第7条</u>までに規定する 手数料の当社への納入の日は、毎月20日 (休業日に当たるときは、順次繰り下げ る。)とし、前月分を、消費税額及び地方 消費税額を加算して納入するものとする。

2 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和5年11月23日 から施行する。
- 2 この改正規定の施行の目前に行われた 米穀の受渡決済については、改正前の第7 条の規定は、この改正規定の施行後におい ても、なお効力を有する。

(米穀に係る検品手数料)

第7条 堂島取引所の上場商品に係る受渡 決済に関する取扱要領第48条の規定に より当社が故障の申立てに係る検査を行った場合には、同取扱要領第50条第2項 各号の規定に従い渡方堂島農産物先物等 清算参加者又は受方堂島農産物先物等清 算参加者は、品質の検査にあっては1受渡 単位につき1万3千円、量目、包装、その 他の検査にあっては1受渡単位につき7 千円の検品手数料を当社に納入しなけれ ばならない。

(銘柄管理手数料)

第8条 (略)

(新規商品取扱手数料)

第9条 (略)

(手数料の納入時期等)

第10条 第2条から<u>第8条</u>までに規定する手数料の当社への納入の日は、毎月20日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)とし、前月分を、消費税額及び地方消費税額を加算して納入するものとする。

2 (略)